

## 釧路運輸支局庁舎外壁補修工事仕様書

### I 工事概要

#### 1. 工事場所

釧路市鳥取大通 6 丁目 2 番 1 3 号  
釧路運輸支局

#### 2. 工事種目

庁舎外壁補修工事 一式

#### 3. 工事内容

(※具体的なタイル張替え位置等の詳細については現地担当者が説明いたします。)

○庁舎外壁（東面・西面・北面）について以下のとおり補修を行う。

- ・東面・西面・北面の既存シーリングを除去し、既存シーリングを除去した部分にシーリングの再充填を行う。
- ・割れや浮き、クラックを生じているタイルについては張替えを行う。
- ・エフロを生じている部分は酸洗いを行う。

○煙突部分について以下のとおり補修を行う。

- ・割れや浮き、クラックを生じているタイルについては張替えを行う。
- ・頂部ステンレス鋼板については交換を行う。

### II 工事仕様

#### 1. 一般共通事項

##### 1-1 一般事項

仕様および図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成 28 年版」による。

ただし、いずれにも合致しない事項は協議による。

##### 1-2 基本要件品質

###### (a) シーリング工事

- (1) シーリング工事に用いる材料は、所定のものであること。
- (2) シーリング部は所要の仕上がり状態であること。
- (3) シーリング部は漏水がないこと。

###### (b) タイル工事

- (1) タイル工事に用いる材料は、所定のものであること。
- (2) タイルの仕上がり面は所要の仕上がり状態であること。
- (3) タイル工事で塗り付けた材料には有害な浮きがないこと。

##### 1-3 施工一般

- (1) 降雨等が予想される場合、下地の乾燥が不十分な場合、気温が著しく低下した場合、強風及び高湿の場合、その他施工に悪影響を及ぼすおそれがある場合は施工を行わない。
- (2) 仕上げ面の汚れや急激な乾燥を防止するために、必要に応じ、シート掛け、水湿し等を行うこと。

- (3) 施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。
- (4) 本工事の施工にあたっては事前に監督職員と十分な打合せを行い、仕様に記載のない事項については監督職員の指示に従うこと。

#### 1-4 工事関係図書

- (1) 工事の着手に先立ち工程表を提出すること。
- (2) 工事の進捗状況に対応する写真（デジタルカメラ編集でも可）を提出すること。

#### 1-5 施工条件

- (1) 開庁日の8：30～17：00の間で施工すること。
- (2) 施工にあたっては利用者の妨げにならないよう十分に留意すること。
- (3) 開庁日や夜間に施工を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けること。
- (4) 本工事に必要な電力、用水は原則として無償支給する。

#### 1-6 施工中の安全確保

工事施工中の安全には十分配慮すること。

#### 1-7 発生材の処理等

受注者が適法、適切に処理すること。

#### 1-8 養生

近接する他の部材や建物を汚損しないように、ビニル張り、板囲い、シート掛け等の適切な養生を行うこと。

#### 1-9 後片付け

工事の完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行うこと。

#### 1-10 材料の品質等

本工事に使用する材料は、仕様書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。

### 2. 仮設工事

#### 2-1 仮設材料

仮設に使用する材料は、使用上差し支えないものとする。

#### 2-2 足場その他

足場等は労働安全衛生法その他関係法令に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。

### 3. シーリング工事

#### 3-1 材料

- (a) シーリング材は建築用シーリング材で変性シリコーン系のものとする。
- (b) 2成分形シーリング材を使用する場合、基剤及び硬化剤は製造所の指定する配合とする。

### (c) 補助材料

- (1) プライマーはシーリング材製造所の製品とし、被着体に適したものとする。
- (2) バックアップ材を使用する場合は、合成樹脂又は合成ゴム製でシーリング材に変色等の悪影響を及ぼさず、かつ、シーリング材と接着しないものとし、使用箇所に適した形状のものとする。
- (3) ボンドブレイカーは、紙、布、プラスチックフィルム等の粘着テープで、シーリング材と接着しないものとする。
- (4) 煙突部補修に使用するモルタルはポリマーセメントモルタルとする。
- (5) ポリマーセメントモルタル用の混和剤は、セメント混和用ポリマーディスパージョンとする。

## 3-2 施工

### (a) 既存シーリングの除去

- (1) 既存シーリング材の除去は、目地被着体に沿ってカッター等で切り込みを入れ、できる限り除去し、バフ掛け、サンダー掛け又は清掃用溶剤により清掃を行う。
- (2) 目地部に軽微な欠損部が見られる場合は、ポリマーセメントモルタル等で補修を行うこと。

### (b) 下地処理

- (1) 目地深さがシーリング材の寸法より深い場合は、バックアップ材を装着し、所要の深さが得られるようにすること。
- (2) 目地深さが所要の寸法の場合は、目地底にボンドブレイカーを用いて二面接着とする。ただし、建具枠周り等の場合は三面接着とすることができる。

### (c) プライマー塗り

プライマーは、下地処理後、被着体に適したものを塗り残しのないよう均一に塗布すること。

### (d) シーリング充填

- (1) 充填は、プライマー塗布後、シーリング材製造所の指定する時間内に行う。
- (2) 2成分形シーリング材を使用する場合、製造所の指定する配合により練り混ぜて、可使時間内に使用すること。
- (3) 充填用のガンのノズルは、目地幅に適したものを使用し、隅々まで行き渡るよう加圧しながら充填する。
- (4) 充填後はへらで押さえ、下地と密着させて表面を平滑に仕上げること。
- (5) 目地には必要に応じて養生テープをはり、へら押さえののち、直ちに除去すること。
- (6) 充填箇所以外の部分に付着したシーリング材は直ちに除去すること。

### (e) 煙突部の補修

- (1) 煙突頂部のステンレス鋼板部分については、既存の鋼板および取り付け部分のタイルを撤去する。
- (2) 煙突部のタイルの張り替えが終了した後、モルタル充填のうえ新規にステンレス鋼板を設置し、シーリングの充填を行うこと。

## 4. タイル工事

### 4-1 材料

- (1) タイルの材質はなるべく既存のタイル（タイル寸法65\*215）に近いものとし、監督職員と調整のうえ決定すること。

- (2) タイル接着剤張りの接着剤は一液反応硬化形変性シリコン樹脂系又はウレタン樹脂系とする。
- (3) タイル目地詰め mortar はポリマーセメント mortar とする。
- (4) ポリマーセメント mortar 用の混和剤は、セメント混和用ポリマーディスパージョンとする。
- (5) 酸洗い剤は製造所の指定する方法で希釈して使用すること。

#### 4-2 施工

##### (a) 既存タイルの撤去

- (1) 撤去するタイル周辺をダイヤモンドカッター等で健全部分と縁を切って損傷が拡大しないようにタイル目地に沿って切り込みを入れること。  
なお、切り込み深さは張付け mortar 面までとする。
- (2) タイル片は、のみ、たがね等で健全部分への損傷が拡大しないよう「はつり撤去」すること。

##### (b) タイル接着剤張り

- (1) 張替え下地面を良く乾燥させること。
- (2) 接着剤は容器から取り出して直ちに使用すること。
- (3) 張替下地面に接着剤を塗布し、タイルを張り付ける。
- (4) タイル目地詰めはタイル貼り完了後、24時間以上の養生を行った後に目地ごて、ゴムごて等を用いて目地 mortar を塗り込むこと。  
なお、目地深さはタイル厚の  $1/2$  以内とする。
- (5) 接着剤が硬化するまでは衝撃を与えないようにし、降雨等からも養生すること。
- (6) 張替え部以外に付着した材料は、適切な方法で除去すること。

##### (c) 煙突部タイルの補修

煙突部タイルの補修については4-2 (a)および4-2 (b)による。

##### (d) エフロ発生部分の酸洗い

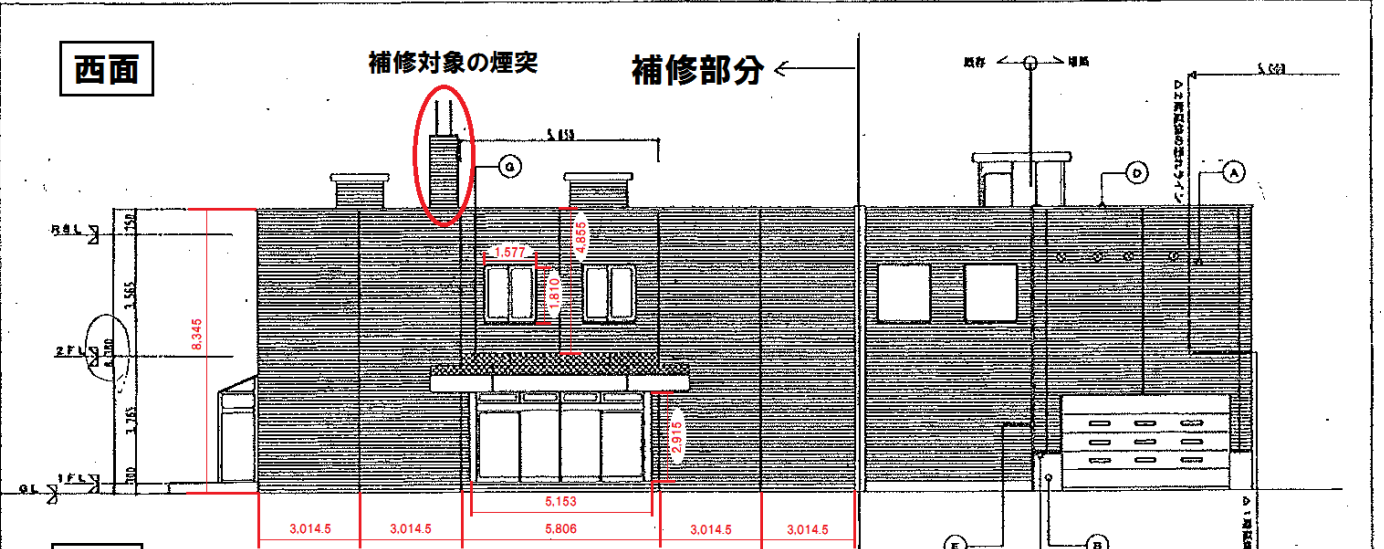
- (1) 酸洗いを行う前に水湿しを行うこと。
- (2) 酸洗い剤を使用し、エフロ発生部分等汚損している部分を洗浄すること。
- (3) 酸洗い後は酸類の影響が残らないように十分に水洗いを行うこと。

# 釧路運輸支局外壁補修工事図面

西面

補修対象の煙突

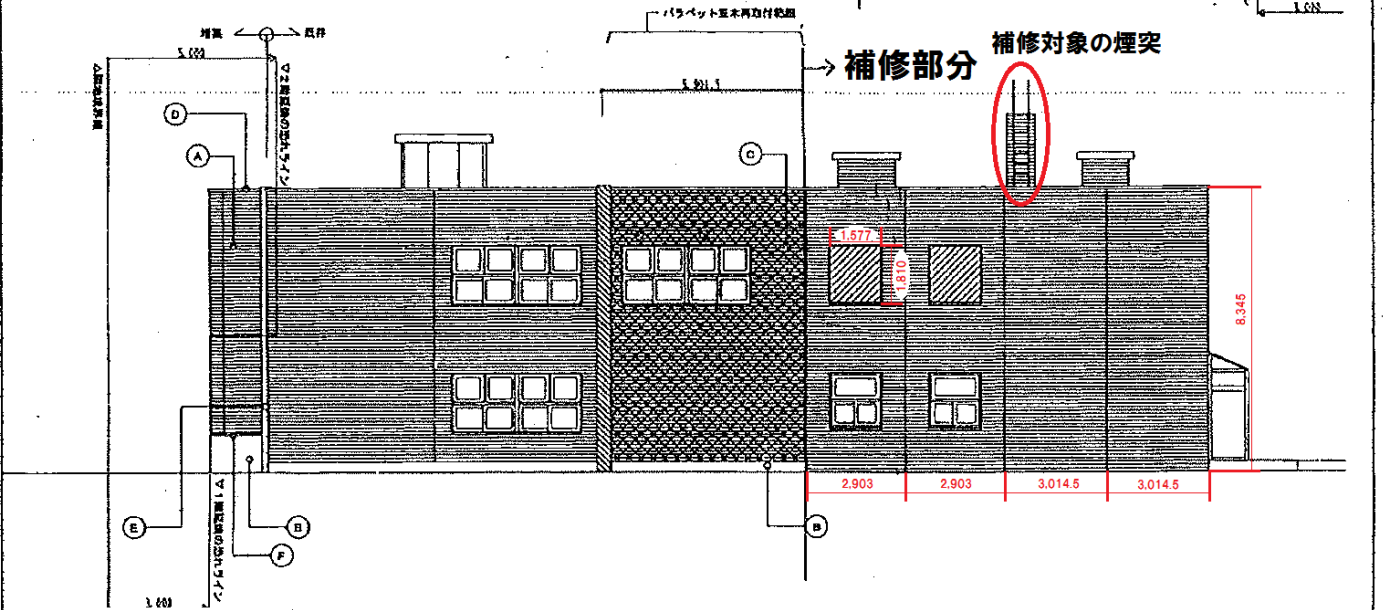
補修部分 ←



東面

→ 補修部分

補修対象の煙突



北面

補修部分  
補修対象の煙突

